

1. 議事日程

〔平成26年第3回安芸高田市議会9月定例会第3日目〕

平成26年 9月11日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第67号 平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）
日程第3 議案第68号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第4 議案第69号 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第70号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第71号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第72号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第73号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第74号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第75号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

14番 秋田雅朝 15番 藤井昌之

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	浜田一義	教育長	永井初男
総務部長	沖野文雄	企画振興部長	武岡隆文
市民部長	小笠原義和	産業振興部長	清水勝
福祉保健部長兼福祉事務所長	中元寿文	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	河野雄二
美土里支所長	高本修	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	秋重正義	向原支所長	神岡眞信
総務課長	杉安明彦	財政課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局次長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 塚本議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において14番
秋田雅朝君、及び15番 藤井昌之君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第67号 平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第68号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予  
算（第2号）

日程第4 議案第69号 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第1号）

日程第5 議案第70号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
（第2号）

日程第6 議案第71号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正  
予算（第1号）

日程第7 議案第72号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第73号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補  
正予算（第1号）

日程第9 議案第74号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備  
事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第75号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予  
算（第1号）

- 塚本議長 日程第2、議案第67号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件から、日程第10、議案第75号「平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件までの9件を一括して議題といたします。

本案9件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

- 青原予算決算常任委員長 委員長報告をいたします。

平成26年9月9日付で、予算決算常任委員会に付託のありました、議案第67号から議案第75号までの9件の補正予算審査の結果について報告をいたします。

付託されました9議案について、9月10日に委員会を開き、市長、教育

長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第67号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ4億4,169万9,000円を追加し、予算の総額を205億5,683万8,000円とするもので、補正内容の主なものは、「地域活性化・効果実感臨時交付金充当事業」として、福祉保健部におきまして、保育所統合に係る「みどりの森保育所改修工事」、「みどりの森保育所駐車場造成工事」の2件、建設部におきましては、「市道高地長屋線通学路対策工事」1件、教育委員会におきましては、「吉田運動公園体育館屋根塗装工事」1件の、計4件を計上。また、産業振興部及び建設部におきまして、7月19日、8月6日、8月20日に発生した豪雨により被災となった、市道、河川をあわせて31件、農業用施設3件、農地11件、林道5路線の災害復旧費として、2億4,886万3,000円が追加となりました。

次に、議案第68号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から議案第75号「平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの8件の特別会計につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の3会計におきまして、交付金、納付金、負担金の確定による増減、平成25年度の精算による返還金等の計上が主なものとなっております。また、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計の3会計におきましては、いずれも施設の修繕工事に係る増額計上となっております。

審査において、土日・祝祭日の市長公務に伴うタクシー利用の補正計上における市民への説明責任について議論がなされ、「市長が安全に移動することを前提に手段を検討し、経費節減の観点から、最も安価なタクシー移動での方法が適当であると判断し計上した」との答弁がありました。

また、このたびの補正予算におきましては、全般にわたり、施設の老朽化等による維持・修繕に係る経費の計上が目立ち、審査において、複数の委員から質疑がありました。現在進めている、公共施設の配置適正化計画の早期策定による計画的な維持修繕が望まれるところであります。

各会計の「歳入・歳出」それぞれ慎重に審査し、補正額・補正内容等、適正であると判断し、議案第67号から議案第75号までの9議案について、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○塚本議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、本案9件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

- 塚本議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第67号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件から、議案第75号「平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件までの9件を一括して、起立により採決いたします。  
本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案9件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案9件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 一般質問

- 塚本議長 日程第11、一般質問を行います。
一般質問の順序は通告順といたします。
質問方式は一問一答方式とし、1議員あたり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。
なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようお願いをいたします
それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

- 宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。
今回、防災について2項目にわたって、教育長、市長に対して質問を行います。

今、日本中、異常気象とも言える状況で、いつ、どこで、何が起こるか分からない状況にあると思います。今朝のテレビでも北海道岩見沢市の災害状況が放映されておりましたが、過去、経験のない状況だというふうにも言っておられました。

今回、質問させていただく防災についても、一口に防災と言っても幅が広く、特に今回については自然災害についてお伺いしたいと思います。答弁がほかにも用意してあれば、その答弁もお聞きさせていただきます。

まず教育長に、防災教育についてお伺いいたします。

教育の基本の一つとして病気、災害、事故などから生命を守るための知識を身につけることがあげられると考えます。日常生活において、家庭、地域で教え、学ぶことは当然であると同時に大切なことだろうと思いますが、学校における防災教育について具体的に取り組みがあればお伺いしたいと思います。

- 塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

平成25年3月に文部科学省は、「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」を改訂いたしました。その中で防災教育のねらいを、1つは、自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な思考決定や行動選択ができるようにする。

2つ目に、地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、みずからの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

3つ目に、自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。この3点にまとめていただいております。

これらのねらいを踏まえながら、現在、市内各小中学校におきまして、防災教育の取り組みを進めているところでございます。

議員御質問の、「病気・災害・事故などから生命を守るための知識を身につける」ための具体的な取り組みの一例としましては、避難訓練があげられると思います。火災、水害、地震発生など想定を変えて計画的に避難訓練を実施し、事態への対応の仕方を身につけるための指導を行っているところでございます。その際、必要に応じまして消防署など関係機関から指導を受けるなど、訓練の効果が高まるよう工夫もしているところでございます。

また、日常的には地域の方や保護者の方の協力をいただき交通安全指導を行うなど、朝の会や帰りの会など機会をとらえて、登下校時の安全確保の指導を行っているところでございます。

いずれにしましても議員御指摘のように、防災教育につきましては、系統的・計画的な指導計画のもと、学校におきましても課外指導等も含め各教科等の学習と相互に関連づけるなど、教育活動全体を通じて、今後とも適切に実施して、さらなる充実を図っていく必要があると認識しているところでございます。御理解の程、よろしくお願い申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 学校としての取り組みということでお伺いいたしました。災害というのは、これまでもテレビや新聞でいろいろ報道されておりますように、想定を超えるということが今までよく言われております。よって、東日本大震災においても、防災に対して教育的に、例えば避難訓練をした。それを想定する被害が生じて、その防災訓練がむしろ逆にあだになったというふうなことも放映されておりました。なかなかこの災害というのはどこまでが限度でということは想定が大変困難だろうと思っておりますので、特に私はこの災害ということをもう一度新たな視点・観点から基本的に考え方をしっかり持った対応が必要ではないかというふうに思うわけです。そのことについては、今後、また教育委員会、教育長、そして学校

教育の中で取り組みがさらに強化されてくるだろうというふうに思います。

今、安芸高田市については幸いにしてと言ったら語弊があるかも知れませんが、被害をこうむった方もいらっしゃいますのであえて強くは申し上げられませんが、被害がある程度少ない地域であるというふうに思います。よって、今、安心して生活ができる状況にはありますが、災害というのは、先ほど申しましたように、広島市の災害においても急に來るというような状況ですので、特にこの点については、もう一度心新たに視点をかえて教育にあたっていただければというふうに思います。

それで今、学校教育要覧というのを26年度につくっておられますけど、これには病気に関する健康上については、食育というところでバランスよく食べることによって病気を防ぐというのもあるんですけど、これに防災についての記載がないというふうに思います。

そこらについて小中学校、それぞれ学校ごとに学校の努力目標を定めて努力はしておられますが、そういったところについても私は配慮していく必要があるんじゃないかというふうに思います。食育については記載がありました。そういうところを教育長の見解を再度お伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

私もここ最近の災害状況を見ておまして、議員の冒頭に御指摘がありましたように、本当に最近の災害というのは予測を超える災害が生起しているというふうに考えておるところでございます。

本市の小中学校のこれまでの防災教育を見ても、やはりややもすると、訓練そのものが火災と地震、これを想定した訓練に集中する傾向にあった。

もう1つは、今、学校防災を考えると、1つは防災教育、2つ目が防災管理、3つ目が組織活動というふうに言われておりますが、2点目の防災管理を今後さらに充実させる必要があるというふうに考えております。といいますのは、東日本大震災を見ましてもそうですが、今回の広島市の土砂災害もそうですが、結局のところ、多くの場合避難場所になるのが学校施設でございます。そこで被災者の方のお世話といいますか、対応にあたるのは行政職員もいますが、大半がその学校の施設を熟知しておる校長をはじめ教職員という状況が見られます。

私個人的にも阪神淡路大震災のときにボランティアで神戸に入りましたが、そのときも全くそういう状況でございました。したがって、これまではどちらかといいますと、先ほど申しましたように、子どもたちの指導ということに着眼点が行き、教職員の防災管理に対する知識を高めていくということが視点として若干弱かったというふうに考えておりますので、そのあたりを今後見直し、強化をしていこうというふうに、今

回の広島市の土砂災害を受けてもそのような思いを持っておるところで
ございます。

また最後になりますが、先ほどありました学校要覧等に防災教育の記
載が少ないのではないかと御指摘でございますが、現在学校は、こ
ういった形で毎年度、学校経営計画書というものを作成しております。

御承知のように、学校要覧は紙面と言いますか字数に限りがありまし
て、最低こういったものを学校要覧に記載しなさいという県の教育委員
会の指導も受けながら要覧というのは作成しております。したがって、
病気でありますとか、学校の危機管理、安全というものに対しましては、
この学校経営計画書の中に項を起こしまして細かくそれぞれの学校が地
域実態、学校実態に応じまして作成をしておりますので、そういったこ
との計画をつくってないということではありませんので御理解をいた
だきたいと思えます。

また詳しくごらんいただきたい場合は、各学校へ行っていただいても
ありますし、事務局のほうを訪ねていただいても学校のほうから提出を
求めていますので、御理解いただければと思えます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 丁寧な答弁、ありがとうございます。

子どもたちが小さいころには安芸高田市に住んで学校生活をします。
大人になりますと、全国、世界各地といいますか、あらゆるところで生
活することになると思えます。安芸高田市の災害の実態だけでは通用し
ない災害に遭遇することもあるというふうに思われます。

例えば東日本で、ここらでは津波に遭うということはないですが、子
どもたちが将来大人になったときに、そういう場所で住むことも考えら
れます。そういった災害に対する基礎的な知識を、やはり関係ないと思
われがちであっても私は教育の場においては想定をして指導・教育をし
ていくというのが大事なんではないかと思えます。

よってこのことについては学校だけの責任というんじゃなくて、その
家庭、地域においても、先ほど申しましたように、教え、そして子ども
は学ぶということを日常生活の中でとりあえず知識として得るというこ
とが大事だろうというふうにも思えます。今後、学校と保護者、地域が
一体となった防災教育についてのあり方を問うていく必要があるのでは
ないかというふうに思えます。最後にその点について教育長の御見解を
お伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 宋戸議員の御質問にお答えいたします。

私も安芸高田市において想定される災害にかかわる訓練だけでは不十
分だというふうに認識をしております。当然、子どもたちは大きな夢を
持って今成長しております。将来、どこに住むかわかりません。そこら

も当然想定をしていく必要があろうと思います。先ほど言いましたように、ややもするとこれまで火災と地震に偏った避難訓練が多かったというのはそのらの視点が不十分だったというふうに認識をしておるところでございます。

またこれは専門家の指導なりアドバイスを求める必要があろうと思いますが、現在行っておる避難訓練の一例で言いますと、ほとんどの場合、第1次の集合場所が各学校の校庭。しかもそこで各学年別に並んで点呼をするというような形をとっています。

議員御承知のように、東日本大震災で釜石の奇跡と言われました、釜石東中学校は8年間、丁寧な防災教育を訓練する中で、とにかくもう逃げるということを徹底して、専門家のアドバイス等を参考にされながら指導をしていった。その結果、学校にいた児童・生徒の99.8%の生命が守られた。これは、また第1次の避難場所から次の避難場所へ逃げるといのは、確か男子生徒の発案だったという報道がなされたというふうに記憶しております。この男子生徒の発案というの、結局のところ8年間の丁寧な教育の結果がそういう機転といいますか、行動を生んだ。そのことで多くのとうとい生命が守られたということにつながっているんだろうというふうに思っております。

したがいまして、これも先ほども申しましたが、本市における防災教育、その一つの特徴的な実践例とする防災教育あたりも、安芸高田市の環境だけを想定した訓練ではもはや対応できない。子どもたちが将来どこに住んでどんな災害に直面しても、先ほどのような機転の利く、まずみずからの生命を守るということを第一に考えて行動できるような、そういう子どもたちを育てるための防災教育ということが必要だろうというふうに思ってます。

そのためには、これも先ほど申しました、何といいましてもそこへかわる教職員の意識を高めていくということが必要になってきますので、その2点を今後関係機関の協力をいただきながら、再度、今本市で取り組んでおります防災教育の見直しを図っていく必要があろうというふうに考えておるところでございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 災害について知識としてまず得ておくということ、これが大事だろうと思います。知識がないのに応用は利かないと思います。ですから、小さい子どものころから自分の命は自分で守るというふうな考え方も当然必要だろうと思います。確かに、高齢になってくると自分で自分の命は守れないし、障害を持っておられる方についても自分ではとても守れない場合もありましようし、小さい子どもは子どもとして自分では守れないという状況にはありますけれども、生涯を通じて基本的には当然自分の命は自分で守るというようなことをしっかり小さいころから教育をしておくというのは基本だろうと思います。

教育長さんのほうも答弁でいろいろを説明をしていただきまして、私の知らないところも教えてくださる状況でした。それを感謝しておきたいと思えますし、今後どういう災害にも対応でき得るような、最小限にとどめられるような対応をぜひ期待しておきたいと。私たちも一保護者であり地域の間人であるということから、大人としての務めもしっかり果たしていきたいというふうに考えます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。防災対策についてでございます。これは市長にお伺いいたします。

これまで経験したことのない災害規模、想定を遥かに超える降水量等、防災計画の見直しが求められる中、新たな予測による計画、体制づくりが進んでいるように聞いております。自然災害の原因を直接なくすことは困難であっても、その被害を最小にとどめ、ともに乗り越える政策や体制の整備が急がれると思えます。自治体としてあらゆる要因の災害に対する社会づくりが求められる中、危険を排除し被害を最小にする等、市民の皆さんとともに安全・安心なまちづくりを進める必要があると思えます。

そこで現在、市が作成しております洪水・土砂災害ハザードマップの見直しと市民、自主防災組織や地域振興会等への周知徹底をどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

最初に「洪水・土砂災害ハザードマップ」の見直しについてであります。本市では、平成20年5月に作成し各戸配布させていただいているところでございます。また、一昨年には「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に沿った情報伝達をより迅速かつ正確に行い、早期の避難誘導ができるよう、行政区界の表示や避難場所の見直しを含めた修正を行っているところでございます。

現在、国におかれましてハザードマップの作成、マニュアルの改訂が進められております。完成しますと、国、県等はマニュアルに準じて、浸水想定区域の見直しが進められる予定であります。これらを受けて、市も修正を行うこととしております。また、土砂災害警戒区域等については県が指定する箇所について掲載しているところであります。

市民への周知徹底でございますが、市といたしましても、非常に重要なこととして再認識しております。地域の自主防災訓練を通じて、周知を図ると同時に、「自助・共助」の重要性を強く訴え、まずは、地域の状況をしっかりと把握していただき、防災対策の重要性や個々の意識向上に向けた地域独自の取り組みが必要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 先ほど市長が答弁されましたように、今現在、ハザードマップが作成されて、各家庭へ配られて大いに参考になっているというふうに聞くわけです。

ただ、このハザードマップが年々経過していきますと、災害がお蔭でない地域としては活用がないというようなこともあって忘れがちな状況にあるというふうにも聞いております。

そこで、今市長のほうでハザードマップの見直しについて取り組んでおるといふふうに答弁がありました。市長の積極的な取り組みによって、安芸高田市には自主防災組織というのがほとんどの箇所で作られているというふうに聞いております。そこらの組織と協働して、協働といいますか一緒になって、そのハザードマップづくりに力をかしていただく状況ができればいいんじゃないかなというふうに思うんです。というのも、このハザードマップで指定されていない地域にとっては危険箇所ではないかというふうに思われるところも、ハザードマップには載っていない部分もあるというふうに考えています。

広島市の災害においてもそのハザードマップはつくられておったというふうに思いますが、警戒区域に指定してなかったというふうなこともありまして、やはりこのハザードマップには限界があるというふうに思います。よって地域の知識を活用した自主防災組織にするためにも、やはりその地域の人があるところへ住んでおいて危険箇所をそれぞれが確認をしてその防災に努めるというふうにすることが私は市民の皆さんに対する周知につながるというふうに考えます。多少経費もかかるかもわかりませんし、時間がかかるもわかりません。しかし、このハザードマップをつくっていく過程の中においては、防災意識というのは市民の皆さんに続いて継続していきだろろうというふうに思いますので、そういう方法もあるということをお話しさせていただきたいと思います。

それとあわせて見直しにあたっては、以前に私、一般質問の中でため池について質問をさせていただいたことがあります。このため池は農業用ため池で、管理責任は地権者なり、農業をしておられる関係者の皆さんにあるわけですが、これが農業をもう放棄されてため池の管理までできていないというため池もあります。

よって、この地域の人からの要望もあったわけですが、このハザードマップにそのため池もしっかり記載をしておいていただければいいんじゃないかと。そしてため池の下流域にまちの人で農業関係者でない方がたくさん住んでおられる地域があるわけですね。そういう方たちにとってはため池の存在すら知らないという方もいらっしゃるって、そういう被害がどこで起きかわからない状況の中にあっては、そのため池が存在しておいて、この間、新聞に記載してあったと思うんですけども、このため池が明治、大正時代につくられたものが多いと。それからそこから改良されてないため池がほとんどなんじゃないかというふうに思います。よってため池の土手が余りにも小さい、幅が狭いというところも

あるように思っているんです。そういうことを考えたときにも、管理責任は関係者にあるといいましても、被害をこうむるのはその下流へ知らないで住んでおられる人たちの被害も想定されますので、もしできることなら、このハザードマップにため池の掲載もしていく必要があるのではないかと考えますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたびの広島県の災害、これは特別情報は出なかったわけですけど、一番課題になってるのは、気象を出せる局地的な情報というものが気象台だったらエリアが広いために、各地域に当てはまらないということです。

安芸高田市も向原で急に雨が降ってみたりというような現象が起こってます。そのためにはやっぱり議員御指摘のように、地域の情報が我々に一番大事になってくるので、そういう意味の地域との連携というのは大事だと思います。

それから、現在、このハザードマップは規格的条件から、例えば高さが10メートル、30メートルということで危険地としているわけですが、それ以外にも議員御指摘のようにため池とか危険箇所がございますので、こういうことはしっかり反映していきたいと思っております。

実は、先般の雨で安芸高田市は避難勧告を出したんです。竹原の堤が壊れるんじゃないかということで、下流に迷惑をかけるということで避難勧告を出して避難をしてもらいました。結果的には壊れなかったんですけど、こういう防災的な一つの手法になりますので、しっかりと平素からため池とかそういうものの管理については我々も危機管理をして把握していく必要があるんじゃないかと思っております。

それから見直しですけど、先ほど申しましたように、このたびの防災対策の見直しというのは国が絶対にやってくると思いますが、それは絶対重視しますが、安芸高田市独自もこのことを謙虚に踏まえて防災対策について考えてみようかと思っております。

例えば、このたび職員が第一次避難体制から第二次避難体制に入るという判断は、気象台の注意報とか警報なんですね。先ほど申しましたように、注意報が出たから雨が降るとか警報が出たから雨が降るとかいうことじゃないので、こういう情報はしっかりやりますけど、地域独自のことにしても対応していかないけんんじゃないかと反省をしております。そのためには自主避難とかこういうものをしっかりやっていきたい。このたびは職員が協力してくれまして自主避難をやりました。私が手応えを感じたのは、20人ぐらいの方が自主避難をされました。結果的には被害はなかったわけですけど、これが市民の防災意識が高まったことだと思っております。

2、3年前は、何で逃げにゃいけないのかとおっしゃってましたけど、そ

ういうように市民の意識も高まっておりますので、これを契機に、今の広島の土砂災害も教訓としながら安芸高田市独自のすばらしい防災計画を見直していきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

議員御指摘のとおりでございますので、そういうことをしっかりと踏まえながら自主防災とも情報交換をしながらしっかりと体制づくりはこれから挑戦してみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 最終的にはやはり行政の責任というだけじゃ自分の命は守れないと思っております。よって、先ほど教育長さんのときにも話をしましたが、自分の生命は自分で守るという基本的な視点で、やっぱり平素から日常生活の中で危険地域を知っておって対応をどうするかっていうことは知っておく必要があると思っております。

そのきっかけがこのハザードマップになってくるだろうと思っております。このハザードマップはまた教育現場にも活用できるように、この中にこういうときにはこうなさい、ああしなさいということが書いてありますし、避難場所も書いてある。ですが、避難場所を書いてあっても小さい字で緊急を要する場合にはこの避難場所だけを頭に入れておくんじゃなくて、一番安全なところへお互い逃げましょうと書いてあるわけですね。そういうところがちょっとよそへいってございまして、やっぱりあそこまで行くのというふうに先入観があつて、ふだんから自分が逃げる場所を決めておくと。その家庭がどこへ逃げるかということを知っていくということが、一番災害を防ぐ手段の一つだろうと、有効な手段の一つだろうと思っております。「はい、警報が出たので避難してください」というのは、もう遅い時期があると思っております。このことについては広島市の災害で証明されたんではないかというふうに思っております。

そういったところの市民に対する周知をどのようにしていくかということも再度お伺いしたいと思っております。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私も防災につきまして、神戸の震災もやっぱり自分のことは自分で守るんだと。行政は手を抜くんじゃなしに行きますけど、例えば行く手段がなくなることもありますよね。だから、地域がいかにかそういうことに対応できるかという知識も大事です。自主防災も大事だし。それから自分の個人個人が行政に任せるんじゃなしに、自分のことは自分で守るという意識が大事です。先ほど学校の子どものことも言いましたが、市民も含めてそういう啓発をしっかりと考えていきたいと思っております。

我々もそういうようなことをしっかりと説明すれば、市民の方々もわかってくれるんじゃないかと思っておりますので、行政を頼るんじゃなしに、一緒になって命を守っていこうという体制づくりをしていきたいと。議員

の皆さん方もそういう啓発もかけてもらいたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。貴重な御提言、ありがとうございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 一つ誤解があったらいけませんので改めて確認をしておきますけれども、行政としては当然やるべきことはやらなければいけないというふうなまちづくりの観点から思いますが、知識としてそういうふうな市民に周知をしていくというのも災害から命を守るための手法の一つ、有効な手段だというふうな思いで私は申し上げております。

長期総合計画も少しおくれておるというふうな聞きまされたけれども、審議会も回数を重ねるといことになりませんが、この防災についてもしっかり基本的な考えの一つの中に、やはり最終的には命を守ることが一番ですから、そういう観点で長期総合計画も策定されることを期待しておきたいと思ひます。

一応、これで私の質問を終わらせていただきたいと思ひますが、最後に、これまでの災害で亡くなられた皆さん方に対する哀悼の意を表しますとともに、今被害に、災害に遭われた方たちのふだんの日常生活が一日も早く戻ることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○塚本議長 以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 藤井昌之君。

○藤井議員 15番、藤井昌之でございます。

初めに、8月20日未明、大雨によります安佐北区、また安佐南区の土砂災害で多くの犠牲者が出ました。この犠牲になられました皆様方に対し心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、お悔やみを申し上げたいと思ひます。

また、さらにきょう現在では、行方不明者1名、そして死者73名という犠牲者が出ているわけですが、今なお土砂災害によりまして多くの方々が被災に遭われているわけですが、1日も早い復興を心より感じているところでございますが、この多くの被災に遭われた皆様方、また関係者の方々に対し心よりお見舞いを申し上げておきたいと思ひます。

さて、通告に基づきまして質問をさせていただくわけですが、今回のこのNPO法人「子育て応援隊かんがるー」につきましましては、本年3月の定例議会、また6月の定例議会に続いて3回目の質問になるわけですが、簡潔な答弁をお願い申し上げます、最初の質問をさせていただきたいと思ひます。

このNPO法人「子育て応援隊かんがるー」の前理事長が背任の疑いで書類送検をされました。いみじくも昨日の中国新聞には、この書類送検の検証の結果、不起訴という記事が載っております。このことも含

め、市、行政といたしましてどのように受けとめられているか、お伺いをいたすものでございます。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

前理事長が書類送検されたことをどのように受けとめているかとの御質問でございます。

NPO法人に委託した放課後児童クラブの運營業務の履行の中で、前理事長が背任の疑いにより書類送検をされましたが、先般の新聞報道にもありましたように、不起訴処分となりました。

しかしながら、今回の件につきましては、市としても真摯に受けとめ再発防止に万全の対策をとってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 この8月29日の中国新聞の記事を引用させていただきますと、この段階では前理事長を書類送検ということでございます。しかし、その中にはNPO法人の代理人、弁護士は、「送検内容はNPO法人の被害の一部と認識していると。前理事長は経費名目で私物を購入した疑いもある」とこういうふうには指摘されているわけでございます。

先ほど市長の答弁にもありましたように、このことを真摯に受けとめ対応していくというふうには言われておりますが、具体的にはどのように対応されるのか、お伺いをいたすものでございます。

○塚本議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長 ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

先般の新聞報道の中で、前理事長の経費名目での私物購入をした疑いもあるという報道に関しましての御質問だと思います。

この件に関しましては、先般、NPO法人とも協議をさせていただきました中で、今後の方針につきましては、現在、NPO法人及び代理人のほうで協議をしております。今後、協議の結果、対応のほうを現在検討しているところでございます。そのように聞いておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 NPO法人で今後の対応を検討しているということでございます。

私は市長に答弁を求めたわけでございまして、担当部長が答弁されるのであれば、まず市長が答弁台へ立って、詳細については部長に答弁をさせますと、こういったルールも議場の中の一つのルールでございますので、そこらあたり議長もしっかりと議場の運営についてお願いしたいと思っております。

NPO法人が今後の対応について協議をしているということでございますが、行政としてはどうかかわっているのかということについて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

今申しあげましたように、今後、行政はNPO法人「子育て応援隊かんがるー」とどう連携をとってかかわっていくのかという点についてお伺いをしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

NPO法人とどう連携を取りかかわっていくのかという御質問でございます。

NPO法人は、特定非営利活動促進法の規定により、法人格を持った団体として認められております。この法人としての独立性を尊重する中で、委託事業である児童館及び放課後児童クラブ事業の履行に関するものについて、現在、毎月の事業実施状況の報告受領と関係書類の確認を行っておるところであります。

具体的には、法人の施設管理者会議に毎月職員を出席させ、NPO法人との連携を深め、事業運営上の課題等を共有して、その迅速な対応に努めております。また、各児童館及び放課後児童クラブ事業実施場所にも出向いて、施設ごとの実施状況の把握と施設長との情報共有も図ってまいっております。

今後とも、「小学校の児童に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る」という児童館及び放課後児童クラブ事業の目的のために、市とNPO法人が連携を強化して、事業の適切な推進を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 今、市長から答弁いただいたことについては、いわゆる今回の不祥事の一環の経緯の後の対応なんですね。

6月にも質問をさせていただきましたが、いわゆる行政はこの件について監査委員会に特別監査を要求するというので、その特別監査の結果が出たわけですね。その結果の中には、行政としていろいろ不手際があったということはもう事実なんです。6月の定例議会のこの特別監査について尋ねたところ、市長の答弁では、市が行った委託契約事務手続についての説明責任を果たす観点からお願いしたものであると。いわば私らから見れば、この特別監査までするという事は監査委員会としても別に行政として委託金が出るその出口の部分については何ら問題はなかったというふうな回答が出るのがほとんどの監査内容であると。しかし、そうはいきませんよと。監査委員会からその特別監査の内容についていろんな指摘が出てきた。このことについて市長は真摯に受けとめ

ておりますということで、それから先ほど答弁いただいた、いろんな監査であるとか子どもたちに対してのNPO法人の事業、そういったことにもきちっと目を通し、連携をとってやっていますよということになるわけですよ。

再度、お伺いしたいと思うんですけれども、この特別監査の結果に基づいて本当に行政はチェック機能も指導・監督もできていなかったということをお認められておるわけですから、こういったことを今後の対応、NPO法人のいわゆる物品の対応についてどのように具体的にかかわっていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○塚本議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

監査の結果に従っては連携をとるとか会議に参加するとか、こういう指示を行ったわけでございますけど、具体的には担当部長のほうから説明しますので、どうかよろしくお願いします。

○塚本議長

引き続き、答弁を求めます。

福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長

ただいまの藤井議員の御質問にお答えをします。

物品問題について市のほうがどのようにNPOと連携をしていくのかということだろうと思います。市としましては、NPO法人のほうで独立をして運営をしております。その中で、法人の中の監査体制につきましても、今後は市のほうと連携をして監査をさせていただくと。物品購入等につきましても監査等を実施していくように検討しております。

それから、新聞報道の今後の対応のことにつきましては、先ほども申し上げましたが、現在、NPOの代理人の弁護士のほうが協議をしております。その協議の結果の報告を受けまして、市のほうとしましてはNPOと協力して対応していきたいと考えておるところでございます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いします。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員

なかなか理解しがたいわけですが、この委託金については公金なんですよ。公金でNPO法人かんがる一へ支払いをして、この議場でも私何回か聞きましたけども、いわゆる市の行政として不利益をこうむっていれば別ですが、こうむっていないというような発言もあったわけですよ。遥かに行政として不利益をこうむってるわけですよ。そういうことも含めて特別監査のいろんな指摘があった。一NPO法人も法人格という立場を尊重してということでございますが、これ行政が不利益をこうむっている、市民の税金であり国民の税金でもあるわけですよ。こういったことがこういう不正に使われたということに対して、行政として当然責任はあるし、一法人格に任せるんでなくして、中間報告でもあってしかりだと思えますよ。今、その中間報告も受けてないということですよ。よろしいんですか。

- 塚本議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 担当部長のほうから説明します。
- 塚本議長 引き続き、答弁を求めます。
福祉保健部長 中元寿文君。
- 中元福祉保健部長 現在のところ、NPO法人から契約をさせていただいております契約金額の精算をさせていただきまして、過去の契約金の返還を今させていただいております。これは中間報告で私どもが受けておりました、今回も補正予算のほうにちょっとあげさせていただいております。報告が遅れておりました、申しわけございませんでした。御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
藤井昌之君。
- 藤井議員 なかなか苦しい答弁をいただいておりますが、今、部長のほうからありましたように、精算金については返還ということで当然のことです。しかし、この精算金が800万円でしたね。これはいわゆる表面に出てくる金額であって、それ以外のことも私はきちっと精査し、担当部署としてもきちっとその点を整理をしていく必要があると。これ以上、私も申し上げません。部長もこの4月から担当部の部長ということで引き継ぎ等も後の尻拭いもされていることであろうと思っておりますので、あえてこれ以上のことは申し上げません。
次の質問に移らせていただきます。
この結果について、前回の答弁ではきちっと出ているわけなんです。職員及び市長の処分はどのように考えておられるか。この点について伺いをいたします。
- 塚本議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。
NPO法人「子育て応援隊かんがるー」について、とりわけ職員及び市長の処分はどのように考えているのかとの御質問でございます。
職員の処分について言及する前に、私自身のことについて、お答えいたします。
この問題が指摘され、また表面化する中で、私といたしましても職員からの報告を受けながら、適宜、適切な対応をしてきたつもりでございますが、議会をはじめ市民の皆様方には、大変な御心配、あるいは御迷惑をおかけしましたこと、この場をおかりしまして、最高責任者としてのおわびを申し上げたいと思っております。
私に対する具体的な処分といたしましては、市民の皆さんからの信用を失う事項であったことを捉え、今後このようなことのないよう、自身を戒める意味で、譴責処分といたしました。
また、職員においては、監査委員より御指摘のあった事務の遺漏を捉

え、過去に事務にかかわっていた職員を含め、部長職3名、課長職1名、その他の職員7名を8月22日付をもって、嚴重注意処分としたところであります。

なお、今後におきましては、引き続き関係者とNPO法人との民事上の関係も注視しながら、必要な対応を適宜、実行してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 市長の処分についてはちょっと聞き取れないところがあったんですが、どういう処分であったかということ再度、お伺いしたいと思います。

それと、職員については8月22日に嚴重注意と。こういったことも私の耳に入ったのは今初めてですよ。私も一般質問できちっと質問をさせていただいておりますし、行政としてもその質問に対してきちっと答えるべき責任はあるんじゃないかというふうに思いますよ。私とその段階で納得しておれば、今回の一般質問も取り下げと、質問しなかったとそういうことも考えられるわけですよ。行政として我々議員も市民から付託を得て選挙で出てきている議員ですよ。その質問に対して、私はこういう報告がないということは全く議員を軽視していると言わざるを得ません。

それと前回の答弁では、実質的なことが事務の欠落が見られたということも事実でございますと。公平性を欠かないために分限処分の指針を受けておりますと。これらの指針に照らし合わせて一般職につきましては処分を考えてまいりたいと思います。こうきちっと答弁してるんですよ。嚴重注意がこの処分にあたるんですかと。それじゃ、市民は納得しませんよと。保護者も納得しませんよと私ははっきり申し上げたいと思うんですが、どうでしょうか、今の質問に対して。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議会の中でこの処分についての説明がなかったということは、今後気をつけたいと思います。

それから、私の譴責処分と言ったんですけど、聞こえなかったということでございます。職員の処分につきましてはどうかかわりがあるということでございますので、担当部長のほうから処分の内容については説明いたします。

○塚本議長 引き続き、答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 まず市長の処分でございますが、地方自治法上、市長の処分に関する規定はございません。したがって、先ほど申し上げたのは、市長はみずから今回のことに関していさめた、いめたという意味で譴責処分したと発言した内容であろうと思っております。

そして職員の処分のことですが、この問題は2つの問題があったんで

あろうと思います。いわゆる市が行っておった事務が適正にされておったのか。それと、NPO法人の中でいわゆる横領といいますか、物品をとった疑いがあるんじゃないかということだろうと思います。

まず事務が適正に行われてなかったんじゃないかということに関しましては、これは特別監査を監査委員にお願いしたわけでございます。その結果は委託料を返還すべき、一部事務の遺漏があったと。これに基づきましてこのたび処分をするということを6月の定例会で申し上げたというように記憶しております。

懲戒処分につきましては、いわゆる法律で厳しく定められております。免職、停職、減給、戒告、この言葉が法律上で定められておるものでございます。どの程度のことをすればこれに当てはまるかというのは、国、県、並びにそれらを参考にしながら本市で懲戒処分の基準、指針を定めておるということでございます。

今回のことにつきましては、これらと照らし合わせた結果につきましても事務の遺漏に関して確かに認められますが、実質、市に事務の遺漏に関して損害がないということから、嚴重注意処分を行ったという内容になっております。

また法律上定められております懲戒処分につきましては公表するようにはいたしておりますが、これ以下のものにつきましては指導上の措置ということで、本人の責任を自覚させ、職務履行の改善、向上を図ることが大きな目的でございますので、公表まではいたしていなかったということが現状でございます。

それともう1点は、先般、警察により起訴で不起訴になったわけですが、これはNPO法人に対する理事長の背任行為ということで刑事罰が問われておったということでございます。その刑事罰に関します、市が不利益とか公金が失われたということは、また別の問題で判断していかねばいけない問題であろうと思っております。監査委員はNPO法人の中まで入って金の使途まで判断するということができませぬので、このたびの処分につきましては、市が行った事務処理に関するものについて処分を行ったということでございます。

背任行為に関しますものにつきましては、昨日の新聞でも不起訴処分になったということでございます。これを受けて警察が刑事事件として立件できない、あるいは事件性がどうかということをおっしゃるわけでございますので、当然NPO法人の背任ということからNPO法人とも連携を取りながら、今後判断していきたいと考えております。以上でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 今の部長の答弁では、いわゆるNPO法人の代表者である理事長の背任行為であると。しかし、この背任行為だけじゃないんです。先ほども申し上げましたように、これはごく一部なんですよと。後の物品等の購

入、私物で購入している疑いもあると。弁護士も再度追及していくというふうなことでございます。この結果が出たときに、新たにまた処分対象になるんですか。

それと、今懲戒処分以下のものについては公表しないと。それで市民が納得できると思ってるんですか、これ。保護者も含めて。市長をはじめ行政の感覚というのは、私は市民からは到底得られないというふうに思っておりますよ。最後に、そこらあたりの答弁を再度いただきたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 処分の重さについては一般的な他の市町村が実施している処分の方法に照らし合わせてやっているわけでございます。今後、またNPO法人に問題が生じる場合は、その場合によってまたケース・バイ・ケースで考えていかないけんと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思います。

要は、これからの再発防止をいかに食いとめるかということが課題でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 最後に市長が、要は再発防止にきちっと努めていかないといけん。このことは当たり前のことであると。その前に、なぜこういうふうになったかという検証をきちっと行政としてもやっていくことが市民に対してきちっと説明責任をするということなんです。市長だけじゃありませんよ。当然、今までかかわってきた部署についてのそういう責任をきちっと私は取らなければ市民は納得しないと。今まで3回の定例議会で取り上げさせていただきましたが、今回もしっかりでございます。もう全く理解ができない。先ほどから申し上げているように、NPO法人に関係する方々、保護者も含め、市民も含めて、今回の行政の責任ということについては全く理解できないと。そして市民に対するそういう説明責任もなされていない。行政としての責任を全く感じていないということ指摘しておきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○塚本議長 以上で藤井昌之君の質問を終わります。

この際、11時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時21分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

3番 久保慶子さん。

○久保議員 3番、未来創生会、久保慶子でございます。通告に基づきまして、大

枠2点について質問をいたします。

まず、男女共同参画についてお伺いをいたします。

平成21年9月5日に安芸高田市男女共同参画都市宣言をされておりますが、現在の市の状況の認識についてどのようにお考えであるか、お伺いをいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの久保議員の御質問にお答えいたします。

平成21年9月5日に安芸高田市男女共同参画都市宣言をされておりますが、現在の市の状況の認識についての御質問でございます。

現在、少子・高齢化、国際化、高度情報化が急速に進展する中で、豊かで活力ある社会を築くためには、男女が対等なパートナーとして、お互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分発揮することができるまちづくりの実現が大変重要と考えております。しかし、社会においては、いまだに固定的な性別役割分担や習慣が存在している現状であります。

安芸高田市におきましては、男女が性別により差別されることなく、個性と想像力を発揮でき、女性の社会参画がしやすい社会の構築に向け、人が人として尊重され、男女がお互いに協働する「人輝く・安芸高田市」を実現するため、施策の展開をしておるところであります。

今後とも、男女共同参画都市宣言のとおり、男女がともに個人として尊ばれ、互いを認め合い、個性と能力が発揮できるまちづくりを目指していきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 宣言をされたときの理念というようなものの確認であったかというふうに思いますが、現在のところを見られて、あらゆる場で総体的に見て、共同参画がなされているというお考えということではなくて、そういうところを目指していかなくてはならないというまだ途中の経過である、完成はしていないというふうな認識ということではよろしいでしょうか。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおりで、21年9月に、私もこれをマニフェストで立ち上げたんですけど、その勢いにしてはなかなか事業の中身が進んでいないということでございます。だけど、この担当課にしても非常に難しい仕事なので、今後、今のが十分というんじゃなく、よその例とかいろいろできることがあれば模索しながらこれをもっと充実したものにしていきたいと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思います。

例えば、食生活のほうでは食事を男性がつくって女性に与えるとか、こういう細かいことでも結構でございますので、前向きな姿勢で考えて

いきたいと思いますので御理解をしてもらいたいと思います。非常に大事なことなので、私もこれを前向きにしていきたいと考えております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 男女が対等なパートナーとして存在意義を見出せるようにということで、これからの方向に期待をしていきたいと思います。

次に移りまして、各種審議会への女性委員登用の現状について、どのように捉えているかお伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

各種審議会への女性委員登用の現状の認識でございます。

地方自治法第202条の3に基づく各種審議会等の委員等の女性の登用割合を見ますと、安芸高田市では平成26年4月1日現在36.7%で、平成21年4月1日現在31.4%と比べますと5.3%上昇しております。また、県内の平均では平成26年4月1日現在25.5%で、平成21年4月1日現在24.1%と比べますと1.4%上昇しております。

安芸高田市の登用率は少しずつ上昇しておりますが、今後とも政策・方針決定の場への女性参画促進に努力をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 数字の上では確かに達成率のほうはいいかと思いますが、それでも今おっしゃいますように、少しずつ上昇はしているものの、まだ努力をされるということに期待を申し上げたいと思ひまして、次の質問に進んでいきます。

総合計画審議会について、20人中女性は1人となっておりますが、女性の登用率を高めるための努力についてどういうふうにされてきたのでしょうか。例えば、定着するまでは割り当て制をとるなどの方法もあるというふうに思います。世の中の半分以上は女性なんです。安芸高田市も同じような状況がありますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの久保議員の御質問にお答えをいたします。

第2次となる安芸高田市総合計画の策定につきましては、御承知のとおり、現在、安芸高田市総合計画審議会に諮問をいたしまして審議を重ねていただいております。

審議会委員の人選につきましては、私からも担当課に対して、「女性」と「若い年齢層」の選出を重要視するよう強く指示いたしましたところでございます。担当課も、これまでのように各種団体の「長」にゆだね

ることなく、女性や若年層の御意見もしっかり反映したいので、極力そういった観点も踏まえて適任者を推薦いただくよう、強くお願いしたところでございます。結果的に、24名の委員のうち女性の推薦は1人であったということでした。御理解を賜りたいと思います。

そういうふうに指示したんですけれども、例えば、商工会、女性会といっても「長」の方が出られて女性は結果的に出なかったということなので、我々の反省点とすれば、こういう各組織の代表にはという出し方をしたらまずいのかと。別の方向でこれからも考えていかないけないと思いました。それを踏まえて、特別に応募か何かでも考えたんですけど、長期計画という性格がございまして、誰もというわけにはいかないの、ここは慎重にと思ひましてこういう結果になっております。決して、こういうことは行政としても女性の参加とか若い層の参加というのは考えたんですけど、結果的にこうでした。この反省を踏まえて、今後また参加できるような仕組みづくりを考えていきたいと思ひます。

それから、審議会も進んでおりますけれども、この形を女性とか若年層のほうへうまく伝える仕組みづくりも検討していきたいと思ひますので御理解を賜りたいと思ひます。私も同感でございまして、結果的に今の仕組みでやるとこういうことになったということで御理解をしてもらいたいと思ひます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 市長の答弁の中に私が今から言おうとしたことが全部出てきたんですけども、いろいろ努力をされた結果、こういうことになったということですが、6町振興会からそれぞれ代表が出ておられるとすれば、例えばの話ですよ、2人ぐらいにして、後は公募。その公募のときに、今言われた長期になるというのはわかりますけれども、公募して選考をきちっとして耐え得るかどうかというような判断をされればいいことなので、そういったことに門戸を開いていただいて、確かにそういうふうに考えてるんだなということがわかるような状況、どういう経過でこの人たちが選考されてるだろうかというのが余り明らかでないような気もいたします。今、市長はしているとおっしゃいましたが、お願いするときに女性を出していただくということを今もされてはいますが、強く強く出し方を考えなくてはいけないということがありましたので、私もそのように考えておりますから、今後、考慮いただければというふうにお願ひをして、次に進めさせていただきます。

市役所の女性管理職についての考えなんですけど、1999年6月に男女共同参画社会基本法が施行されて15年。この間、2020年までに国が指導的地位にある女性の割合を30%程度にふやすとする目標を掲げ推進してこられました。

第2次安倍改造内閣におかれましては、23人中5人が女性。また全国の790の市の女性管理職は9.4%であります。この安芸高田市におかれまし

ては、39人中1人、2.6%というふうになっておりますが、この現状の認識についてお伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

男女共同参画について、とりわけ市役所における女性管理職の現状と認識についての御質問であります。

議員御指摘のとおり、現在、市職員のうち、管理職に登用している女性職員は、課長職に1名の状況であります。このことは、男女共同参画社会の実現を、積極的に推進すべき立場の行政機関として、女性管理職が少ない現状の問題意識は、十分理解をしているところであります。過去には、部長職を含め複数の女性管理職に登用してまいりましたが、定年及び早期退職により、現在は1名のみとなっておりますのが現状であります。

基本的には人材を育てて行く継続的な取り組みが重要であり、その一例として広島県自治総合研修センターが行う、女性職員のみを対象とした「未来づくり女性セミナー」や、滋賀県にあります、全国市町村国際文化研修所が行う、「女性リーダーのためのマネジメント研修」など、業務の許す範囲で、積極的に職員を送り出しているところであります。また、登用後におきましては、私も含め幹部職員によるフォローの体制も必要であり、精神的な面での細やかな支援も重要と考えております。

いずれにいたしましても、本年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「日本再興戦略」に含まれる、女性管理職の登用の拡大に係る方針に基づき、本市としての行動計画も必要となつてまいりますので、現状と課題をさらに分析しながらこれからも対応をしていきたいと思っております。

私が幾ら答弁しても現実が1名ということは非常に反省しておるところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 前向きにいろいろな検討をされている状況についてお伺いをいたしました。各種の研修にもいろいろ行かせてらっしゃるので、それらを受けとめる側のほうにも期待を申し上げたいと思っております。

ただ、ポストは人をつくると思っています。経験を積む機会というのが採用のときから平等になるように。それからなぜそのポストにつくことを、例えば、拒む状況があるとすればネックは何なのか、そここのところを先ほどから言ってる男女平等という意味から反するというとらえ方をしないで、やっぱり男性、女性には特性もあると思っております。社会的な弊害もあると思っております。そこらをいろいろ考慮しつつ、ともにパートナーとして生きていける社会をこの安芸高田市行政の中から推進をしていただけるようにお願いをしたいと思います。

先ほどの回答の中に前向きにされる方向でございましたので、重ねては申し上げませんが、期待を申し上げます。

2番目の質問に移ります。ふるさと応援の会について質問をさせていただきます。

改めて応援の会の設立の趣旨と、現状についてのお考えをお伺いしたいと思います。最初は、市外から市を応援してもらおうというようなことだったかと理解をしておりますが、違っておりましたら訂正も含めてお伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまのふるさと応援の会についての御質問にお答えをいたします。

安芸高田市ふるさと応援の会は、「安芸高田の魅力を発信し、このまちをもっと元気にしよう」というキャッチフレーズのもと、安芸高田市民や出身者、また市にゆかりのある方などに広く声かけをし、平成23年8月に設立しました。

以来、会員の皆さん、また、役員の方々の御尽力もあり、現在の会員数は約2,200名余りとなっております。この間、会員向けの情報発信や施設優待券の発行、サンフレッチェ応援、神楽東京公演の支援などの活動とともに、組織の拡充活動にも積極的に取り組んでおられます。平成24年に広島支部、そして今年8月には関東支部も設立されたわけでございます。それぞれ役員の方々を中心に、本部と連携しながら今後の事業展開を検討されており、市といたしましてもさらなる活躍を期待し、支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 安芸高田市の魅力を発信し、まちを元気にしていこうということで頑張っておられますし、私もできる限り子どもや兄弟を含めて会員と一緒にさせていただいております。

改めて出身者の市外の方だけでなく、安芸高田市の中にいる人たちも安芸高田市に誇りを持って進めていく、ふるさとの応援をしていくというのはそこに住んでいる人たちが誇りを持ちつつ、そういう方向性を持たなければ会員をふやしていくということには限界が出てくるのではないかなと思います。

そういう中でしっかりとここの職員さんも含め、またOBも含めてそういうことを知らないとか入っていないとかいう方もまだ随分いらっしゃるので、そこらを含めて、今後どういうふうな方向性に進んでいこうとされているのか、お伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ふるさと応援の会の今後の方向性についての御質問でございます。

ふるさと応援の会は結成以来4年目を迎えており、これまで実施してきた活動をベースに、情報発信力の向上、スポーツ支援、市や関係団体の実施する行事への協力、会員同士の交流促進と組織拡充を進める計画づくりをしております。

特に広島支部におかれましては、安芸高田市に近いという立地条件を生かし、本市への日帰りツアーや郡山清掃作業等への応援隊の参加など、具体的な活動が始まっております。また関東支部につきましては、人・物・情報の集中する関東圏の力を活用しながら、神楽の支援、ふるさと絶品づくり支援など、今後役員会で具体化していく計画があると伺っております。

市といたしましては、応援の会としっかりと連携をとりながら、安芸高田市が誇る伝統文化や産業の情報発信を行い、次代を担う人づくりや農産物等の販売、さらには企業誘致などにつなげていくことで、市の活性化を図ってまいりたいと考えております。

議員御指摘のように、このふるさと応援の会を活性化するためには、入ってもらうためには、まず市内の方がしっかりと意識を持って結束をすることが大事でございますので、こういう面も足りない面がございますのでしっかりと啓発をかけていきたいと思っております。御理解してください。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 安芸高田市の魅力を発信するために東京での神楽公演というのも理解はできますが、あくまでもそれは魅力の発信であって、現実には安芸高田市にたくさんの人に来ていただかないとなかなか経済効果も生まれないかなというふうに考えます。

今年度の予定としてホームページの開設等もされるということですが、これも一つの方法だとは思いますが、インターネットの見れる環境、また見れる人、見れない人、いろいろあると思います。見れる人への情報発信としてはよかろうかと思いますが、ほかにも方法というものをみんな探っていきながら、私たち一人一人が安芸高田市の応援団として、市外で支えてくださる方、特に若い人、高齢の人がだめっていうんじゃなくて、広げていくためには若い人のお力もおかりしないとなかなかそういうことが広がらないかなというふうに考えています。市内の人にも、先ほどから言いますように、より多くの人に周知をしながら入ってもらい、応援をしてもらおう、ともに頑張っていこうという姿勢をお示しいただくことの一つとしてホームページもあるのかなというふうに思いますが、これからの方向性についていろいろと考えておられるようですが、私たちもできることを頑張っていってまいりますので、いま一度市長の方向性を確認させていただきたいと思っております。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このふるさと応援の会は、4年前に私が提案して実施しているわけですが、最初の目的もやっぱり活性化ということで、例えば文化を通してとか、うちの特産物を通してとか、スポーツを通してとかいう手段であって、議員御指摘のように市民にちゃんと還元できるシステムでないと困るわけですね。今の言うた口じゃないですけど成果がないと困るわけであって、我々も何とかそこを模索しております。神楽によっていろんな情報発信ができればインターネットの中で物が売っていけるんじゃないとか、人が来ればそれを受けるんじゃないとか、旅館がなかったら民泊で受け入れるんじゃないとか、こういうところを模索しているところですが、考えていることは議員と同感でございますので御理解をしてもらいたいと思います。

企業誘致にしても、「こんにちは」って行くところがないんですよ。最初から。今だったら安芸高田市出身の方々が成功した人もおられますし、いろんなことがございますので、芸能で成功した方もおられます。そういうところを通して企業誘致をすれば誘致の確率が高いということなので、こういうところに今来ているということです。今、ようやく関東支部にしても名簿づくりとか、こういうことをやっています。

将来的には、議員御指摘のように、安芸高田市の米とか梨とかいろんな観光とか、そういう受け皿をつくりながら少しでも市民への所得向上につながるよう努力していきたいと思っています。

今どういうことならできるかということを探していますので、いいことがあったら議員の方々が提案してもらったら大変心強いと思います。考えていることは議員と全く一緒でございます。どうかよろしくお願ひします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 方向性は一緒という御発言をいただきました。私もできることを頑張っていきますので、ともにいい方向に進むように努力をしてまいりたいと思います。以上で、質問を終わります。

○塚本議長 以上で久保慶子さんの質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問の通告がありますので、発言を許します。

2番 玉井直子さん。

○玉井議員 2番、未来創生会の玉井直子でございます。

通告に基づきまして、お太助フォンについてお伺いいたします。

お太助フォンが全市で利用できるようになって1年が過ぎようとしております。各世帯に設置するお太助フォンは、従来の有線放送や防災行政無線の機能に加えて、福祉、医療、教育などの分野で都市部との格差のない市民サービスの提供を目指し、特産品のインターネット販売や企業誘致などの産業活性化に繋げるよう進めるよう考えておられたと思います。市民の皆さんからもいろいろな声を聞かせてもらいますが、現在のお太助フォンの設置状況をお伺いいたします。

○塚本議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの玉井議員の御質問にお答えをいたします。

お太助フォンの設置状況は、8月1日現在で1万68件であります。世帯全体のおおむね76.3%、福祉施設等へ入所されている世帯を除きますと、実世帯数ではおおむね85.5%の設置率となっておりますので、御理解をしてください。

○塚本議長 　以上で答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 　おおむね85.5%の設置率ということですか。

次に、未設置者に対してどのようにしていこうかとお考えでしょうか。見解と対応をお伺いいたします。

○塚本議長 　答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

未設置者に対する見解と対応についての御質問であります。

未設置者の状況としては、短期間で転居をされ借家等に住居されている方々や、単独の若年層世帯、外国人の方々等が未設置となっているケースがほとんどであると解釈しております。

対応といたしまして、これら短期間の居住者や若い世帯の方々にとっても魅力的なICT、お太助フォンの利活用を検討し、実用性のある情報や利便性の高いサービスの提供を具現化させる取り組みをこれからも推進していきたいと思っております。未設置者を放っておくのではなく、加入促進を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 　以上で答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 　お太助フォンを使ってもらえると音声に文字情報をプラスして提供でき、再生機能がついているので後で聞き直すこともできます。お太助フォン同士でも無料で通話もできるし、テレビ電話としても利用できる魅力的なサービスがあります。つけていない理由もあると思いますが、いろいろな情報伝達のツールとしてとても必要なものであることを市民が共有して情報を得るためにも、未設置者に対してこの設置が大事なことであるということを伝えたほうがいいのではないかと思います。いま

一度市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどもお答えしたんですけど、15%については放っておくのではなく、これからも魅力的なICT、またお太助フォンの活用を加えて、そういう方にも加入していただけるように努力していきたいとかように思っております。

これは非常に、住民の人だったら死亡通知とか情報を提供しておられるんですけど、若い人とか外国人にとってはいわゆる情報の魅力さをアピールする必要がないかと思って、今職員にはこういう魅力的なものが、先ほど言われましたテレビ電話とか、こういうものをPRするように今努めているところでありますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 今回ありました広島の土砂災害での状況を聞いたりすると、お太助フォンの活用がとても重要であるということを皆さんわかったのではないかと思います。

次の、災害時におけるお太助フォンの状況についてお尋ねします。

今回、その災害でお太助フォンを使っている人たちへの電源の立ち上げについてのお願いを毎日のように放送されています。昨今、突然、突発的な天候の変化により集中豪雨などの災害が発生するケースが増加しており、市では緊急の放送や大切なお知らせなど、お太助フォンから配信しておりますこと。でも実際、今つけられている85.5%の設置率ですが、その中で電源を切られている方があると思います。その電源を切っているはいけないということで放送されていますが、今電源を入れられていない方には、この電源立ち上げの放送は伝わっていないのです。ほかの方法で告知をしないといつまでも電源は入らないのではないかと思います。本当に伝達したいことは伝わらないのです。

災害時におけるお太助フォンの状況について、停電時などの状況についてお伺いいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。災害時におけるお太助フォンの状況であります。

御承知のとおり、お太助フォンを始めとする電子機器につきましては、居住している家庭に電力がない状態では、全て停止いたします。市の取り組みといたしましては、被災する前にお太助フォンを活用し、可能な限り速やかな情報提供ができるよう組織的に努めてまいりたいと思っております。

しかしながら、災害時における情報の入手、あるいは市民の防災行動については、市だけの取り組みにも限界もございます。やはり、地域防

災の観点からも、平素から自主防災組織による活動等とおし、各自の防災意識を高めていただくよう市民の皆様にもお願いしてまいりたいと考えております。100%市がやるというんじゃなく、市民おのおの方々に自分の命は大切という防災意識を持ってもらいたいとそういう啓発をしっかりとつけていきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 いざというときにならないとその大事さがわからないのではいけないので、個人としてもしっかりとそれを確認しながら適切に使えるように、やはり行政のほうからも通知をしていくことが大事ではないかと思えます。今後の適切な対応を期待します。

次に、新たについた番号、例えば集会所などの番号の周知はどのようにお考えですか、お伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの玉井議員の御質問にお答えをいたします。

お太助フォンの番号につきましては、原則、各家庭でお持ちのNTTの電話番号をふっております。NTTの電話番号をお持ちでない方々や集会所には、新たな番号をつけております。

新たな番号をつけているお太助フォンにつきましては、個人または企業の都合もあることから市の方から広く周知することは原則できませんが、市が管理している集会所等については、災害避難場所に指定されていることもあり、市のホームページに記載をさせていただいております。

また、地域で管理されている集会所やコミュニティ施設等につきましては、設置しているお太助フォンにより当該お太助フォンの番号を確認することができますので、それぞれの地域において番号を確認の上、地域内に周知していただくよう促しておりますので、御承知いただきたいと思えます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 市のホームページとかでわかることは確認できますが、先ほども市長が言われましたように、避難場所であったりする集会所などは事前にしっかりと周知ができていないと、いざ本当にかけようと思ったときにはわからないことになってしまうので、事前にそこら辺を防災の面から各戸に確認ができるような方法をとっておいて、それでわかってもらうというのでしたらいいですが、ホームページだけっていうのはちょっと無理ではないかと思えますので、そここのところを検討していただきたいと思えます。公共の場所の番号はわかるほうがいいとは思いますが、確かに今していらっしゃる周知の方法でも大丈夫だとは思えますので、そこら辺の避難場所とかに限定して、やはりわかるようにしていただきたい、

検討いただきたいと思います。

次に、今回の広島市の土砂災害で市からの避難指示勧告を知らせる防災行政無線の屋外スピーカーがなかったことが新聞に載っておりました。同時に鳴らす防災用サイレンも作動しておらず、住民への防災情報が迅速に伝わっていなかった可能性が高いとも書かれておりました。

災害時、我が市でも伝達方法は考えられていると思いますが、お太助フォンと連動した屋外スピーカーとかがあれば災害時に役に立つのではないかと思います、お考えをお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 お太助フォンの防災無線の活用についての御質問でありますけど、ちょっとその前に先ほどの件でございます。

今私どもやってるんですけど、地域でおっしゃる位置と場所との名前が一致せん地域がいっぱいあるんですよ。今それを確認しております。それを確認した時点で今度は今のお太助フォンなり、地域広報なり、市のホームページなりにまた周知していきたいと思います。大切なことなので、市民の方がわかるような体制をしていきたい。ただ、企業とかそういうような情報を限定されるところもございまして、その辺は理解してもらいたいと思います。今作業中でございます。

ただいまの質問にお答えいたします。

防災無線の活用についての御質問であります。

本件につきましては、これまでもお答えいたしておりますとおり、有効性及び整備に要する初期投資費用や維持管理費等財政面を考慮することから、現時点は設置の計画を持っておりません。八千代町・向原町にございました旧施設につきましては、御承知のとおり既に撤去をさせていただいているところであります。

今後の防災対策につきましては、光ネットワークによる情報提供、また一方では、皆様方の「自助・共助」に対する意識を高揚させた地域防災組織等の活動により対応していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 先ほど市長が言われましたように、以前にも同僚議員の方が質問されていましてそれに答弁されていましてそれはわかるんですが、ぜひお太助フォンから連動して、地震のときなどにびーって音がしますよね。そういうのだけでも外にわかるようにしていただければいいのではないかと、市民の方からも聞かせてもらったので、今までのような防災無線のとはまた違って、できる範囲の中で、全市民に必ず伝達ができるようにはならないと思いますが、中のお太助フォンで鳴っている音が外にもわかるのであればそれは市民にとっても役に立つのではないかと、このお太助フォンから連動した屋外スピーカーっ

ていうのがあればいいのではないかと思いますので質問させていただきました。できれば、今は無理っていうことはわかってるんですが、検討していただいて少しでも前に向いていったらいいのではないかと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このことは大事なことなので、無線がいいってということじゃなしに、無線をやるとやっぱり小さい町で費用対効果があるのかとか、それやったお蔭で今度またデメリットの面が多くあるということで今やめてますけど、それはちゃんとした今のお太助フォンで対応できるものにしていきたいと。

また、被害時にはお太助フォンだけじゃなしに、例えば携帯の利用ができないとか、あらゆる手段を使って皆さん方にそういうことが、議員御指摘の音が出るということも踏まえて対応していきたいと思っておりますので、御理解してください。

これできたばかりなので、どれからするかというのはよその例も見ながらしっかり市民の負託に応えていきたいとかように思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 同じようなことになるのであれだったんですが、次、6番の外部スピーカーの設置についての対応をお伺いいたします。

この外部スピーカーというのはお太助フォンにつなぐスピーカーのことです。今現在の対応をお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

外部スピーカーの設置についての対応でございます。

現在、当市の施設をIRU契約している中国ブロードバンドサービス株式会社等が販売しております外部スピーカーにつきましては、同社では8月末現在で285台を売り上げておられます。また、同社以外でも安芸高田市内に事業所を有する家電小売店で数十台売り上げているという報告を受けております。スピーカーの販売については、中国ブロードバンドサービス等が営業及び毎週告知放送で販売促進を実施しておられるのが現状でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 今までお太助フォンのある部屋でしか声が聞かれませんでした、外部スピーカーが販売されることになり、違う部屋でも聞くことができるようになってきていると思います。知らない市民の方がまだたくさんいらっしゃるのでは、市民への周知が大事だと思われま。

そしてその外部スピーカーの設置なんですけど、ケーブルが1.5メートルしかないんですよ。それで、1階にお太助フォンを置いた場合に、2階にスピーカーだけを置いて声が聞けるということでそれは凄く画期的なことだと思うんですが、線がないのでつなぐ方法がわからなければ設置をしてもらえないとかっていう声を聞きました。それは電気屋さんによってはつなぐジョイントをつけてつなげば2階にも隣の部屋にもスピーカーが設置できると思いますが、もう少し簡単な方法で、規格がちゃんとしていて線が使えるようであれば、お年寄りの方とかもすぐにお問い合わせしてつけていただくということにもなるかと思しますので、もう少し簡単につけられる方法とか規格をブロードバンドさんにももう少し練っていただいたらいいのではないかと思います。2階にいたら聞こえないので全然知らないよということではなくて、防災の面からもこのお太助フォンの声が聞こえることはとても大事なことなので、そういう前向きにいい方法があればもう少し考えていただきたいと思うのですが、市長の考えをお伺いいたします。

○塚本議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

この外部スピーカーの有効活用については大事な話でございます。こういうようなことにつきましては我々も専門的知識を有してないところがございますので、こういう要望をできるだけ利便性が高まるように中国ブロードバンド等、メーカーとも相談をしていきたいと思っております。私はこういう要望があったということをお約束しますので、御理解してください。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員

先ほどの件もですが、285台はついていますが、まだまだ知らない方もたくさんいらっしゃると思います。通知公報などを活用して周知を考えたほうがいいのではないかと思います。検討していただきたいと思っております。

今はどこの地域でも何が起こるかわかりません。日ごろから私たち市民が自分たちで気をつけられることは気をつけ、防災意識を高めていくことが大事だと思っております。市民が安心して暮らせる安芸高田市であるために、せつかくのお太助フォンを今以上に活用した取り組みを行っていただきたいと思っております。終わります。

○塚本議長

以上で玉井直子さんの質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

4番 下岡多美枝さん。

○下岡議員

4番、無所属、下岡多美枝でございます。

通告に基づきまして、2点、質問させていただきます。

初めに、広島市土砂災害によりお亡くなりになりました方々に心から御冥福をお祈りいたします。そして、被災された方々に心からお見舞

いを申し上げますとともに、被災地域の早期復旧、復興を願い、1日も早く安心した生活に戻れるよう、心からお祈り申し上げます。

また安芸高田市におきましても、8月の豪雨災害による被害に対し、心からお見舞い申し上げます。当市の8月の豪雨災害による被害については、第3回定例会にて補正予算が可決されましたので、早期に復旧工事を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。同僚議員と重なるところがありますが、質問させていただきます。

各地で経験したことの無い大規模自然災害が起きています。安芸高田市は80%が森林で盆地があり、そこを縫うように河川があります。豪雨が発生すると一気に土砂災害や洪水災害の発生が起きやすい地形です。自然災害に備えて、今回、災害対策本部設置後の検証について伺います。大規模洪水・土砂災害被害想定図ハザードマップには、土砂災害危険箇所や水害危険箇所が表示されていますが、8月の豪雨災害を踏まえてハザードマップの検証について、市長にお伺いいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの下岡議員の御質問にお答えをいたします。

8月19日から20日かけて発生した大雨により災害対策本部設置後の検証についての御質問と捉えさせていただきます。

最初に「ハザードマップの検証」についてでございますが、本市が作成しております「洪水・土砂災害ハザードマップ」は、国や県のデータをもとに浸水想定区域を掲載しております。また、土砂災害が起り得る箇所について、県が指定する箇所について同様に掲載をしております。

現在、国におかれまして、ハザードマップの作成マニュアルの改訂が進められております。国、県等は、マニュアルに準じて、浸水想定区域の見直しを予定されております。市といたしましても、このデータをもとに修正を行うこととしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 検証することが災害の発生を防ぐ対策を行われると考えられます。

今後、台風やゲリラ豪雨により堤防の決壊も考えられますが、国土交通省三次河川国道事務所は早い対応をされ堤防などの点検をされました。当市におかれましてもパトロールはされておられますが、ハザードマップで土砂災害危険箇所と表示されている場所や集落の周辺で異常は発生していないか、市長にお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 現在のハザードマップについては、適切に市民に全部網羅されているとは私も思っておりません。これ、適切に市民の方々にハザードマップ

の性格とか自分の置かれてる位置というものをこれからも啓発していかないけんと思っております。自分の置かれている家の位置とか、溪流とか川の側とかこういう位置を確認しながら、やっぱり防災を一緒に考えてもらいたいと思っております。

今出してるハザードマップは、実は幾何学的に危険度を示したものです。高さが10メートルあって角度が30度あればこれは危険地ですよって言ってますので、そしたらパリンパリンの岩とかいろいろありますので、この辺のところをやっぱりお互いに理解していかないけんと思っております。

このたび我々は職員の協力によって自主避難ということの体制とりました。先ほど申しましたように、二十数名の方が自主避難されました。これはやっぱり自分が山を背負って危険と感じられる、行政の避難とかそういうんじやなしに、やっぱりそういう防災意識の高さから表れたものだと思っております。こういうことができるように、自分の命は自分で守るんだということをお互いに勉強していきたいと思っております。これをやったからって行政が手を抜くというんじやなしに、行政はそれなりの対策を講じてきますけど、その前に自分が危ないと思ったらちゃんと避難してくださいというような情報提供もこれからもしていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。こういう市民啓発というのはこれからも必要だと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 市民が自助で自分の周囲を点検したりすることも大切なんですけど、パトロールするときに異常があるかどうかというのを市の人が見つけたときにどのようにされるかというのを先ほど聞いたかったのですが、その点のことをお聞きしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 当然、市のパトロールとか情報提供があった場合はそれについての対応をしています。

このたび竹原でもダムが決壊して大変ですよという情報を得たのでそこへ避難勧告を出しましたと。ただ、市が言うてきたからというんじやなしに、平素から住民の方々がそういう防災意識を持ってくださいということ先ほど申したんであって、我々の点検だけでは見逃すことがあるので、市が点検してるから安心というんじやなしに、そういうことは一緒になって考えていきましょうと申し上げているわけで、御理解をもらいたいと思っております。情報があつたらすぐに適宜対応しております。ただ、なかなか車で通って点検できるものじゃございません。だから、市が点検したから安心というんじやなしに、お互いが、いわゆる自分の家の周りは自分でちゃんと点検をもらいたいということでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
下岡多美枝さん。
- 下岡議員 日ごろの点検が災害を防ぐと考えます。災害時に早期に自主的に安全なところに避難するのが基本だと思っております。日ごろの防災意識を高めるためにも市民に周知が必要で、再度改めてハザードマップを全世帯に配付が望まれるのですが、市長の考えをお伺いいたします。
- 塚本議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 当然、今広島大災害を含めて見直しを行っておりますので、これに基づいて我が市も見直しを行っていくと。ただ国、県じゃなしに我が市独自の考えも入れながら市民に徹底して周知していきたいと思っています。現在のハザードマップが決していいって言うんじゃないしに、今回を踏まえた安全なハザードマップを市民に周知していきたいと思っています。そのためにはその意味とか、その置かれている位置づけをしっかりと市民に理解してもらうことも必要なので、その辺もあわせて啓発していきたいと思っておりますので御理解してください。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
下岡多美枝さん。
- 下岡議員 次に、避難場所が適正であるかの確認です。今回の避難場所についてですが、甲田支所管内は生涯学習センター「ミュージズ」でした。市の職員さんが玄関で親切に対応されておりました。避難した人はおられませんでしたが、市民が立ち寄られて安心された一面がありました。しかし、想定外の大規模災害を予想しなくてはなりません。受け入れ体制やその他の集会所など、それぞれの避難場所は適正であるかの確認をお伺いいたします。
- 塚本議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 避難場所が適正であるかという御質問でございます。
避難場所の定義として災害の危険が切迫した緊急時において避難する「指定緊急避難場所」と被災者が避難生活を送るための「指定避難所」に分かれます。
避難場所に指定する施設は、被災者が短期または中期的に避難生活を過ごす場所であり、全ての避難場所が浸水及び土砂災害に対して安全が必ずしも確保できる場所ではございません。みずからが緊急に危険を回避する一時避難場所の定める必要があることを啓発してまいります。このため市では早目の避難情報を行い、早目の行動をお願いするものであります。また、避難勧告を行う場合の避難場所の周知につきましては、被災状況を確認し、安全確保を図りながら総合的に判断し開設することとしております。御理解を賜りますようお願いをいたします。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。
下岡多美枝さん。

○下岡議員 自主的に集会所に避難されることもありますが、長期にわたり多数の避難者が避難生活を余儀なくされる時は、避難場所の選択は、市長の見解をお伺いします。長期のときです。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたびは、例えば市民の方に安心してもらうために、各支所ということで避難場所を設置いたしました。ただ、その場合はまだ避難をする基準には達していなかったんですけど、うちの防災会議において自主的に避難をして20名の方が避難されたと。結果的には事故はなかったんですけど、こういうことも大事だと思います。

長期的に大きな災害というときには、今現在のところ大きな場所とすれば支所とか市役所とかこういうところも想定していますが、このたびの防災計画の見直しがありますので、それを踏まえた上でうちとしては適切かどうかということをもたえていきたいと思っています。

市民3万人が避難するというのを考えてもこんなことはあり得ないので、まずは想定される災害についての皆さんの安心が得られるような場所の選定をしていきたいと思っております。現在のところ、支所とか本庁とかB&Gの建物とか、こういうところを想定しておりますけど、これをこのたびの見直しによってもっと見直しをする必要があれば、検証を加えていきたいとかように思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 避難者のために万全な体制をつくっていただくことを期待します。

次に入ります。

今回、お太助フォンにより早期に市民に災害情報を発信していただきました。純正スピーカーを取りつけていたので音声も割れず、放送の声もコンピューターの声とは異なって職員の声で災害情報や避難方法の説明も要所を整理され聞き取りやすく感じました。お太助フォンによる緊急災害放送の検証をお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 お太助フォンによる緊急防災放送の検証についての御質問でございます。

昨年の10月から市内全域にお太助フォンの運用を開始いたし、各種情報を放送しております。とりわけ、8月20日からの大雨により、お太助フォンを通じて、市民の皆様に警戒情報並びに避難情報について昼夜を問わず8回放送いたしました。この情報が市民の皆様に、どれくらいの効果が出ているのか数字的に分析するため、現在、関係部署においてC B B Sと協議を行っております。

議員御指摘のように、今回の万全ということではなく始まったばかりでございますので、よりお太助フォンが防災的に効果がなすよう改善

を深めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 お太助フォンの普及率は先ほど同僚議員が質問されましたときにお答えになりましたが、私が調べた分とはちょっと違いまして、85.5%で14.5%が未加入者となっております。お太助フォンの設置されない市民には災害に備えてお太助フォンの必要性を丁重に説明して加入促進が必要と思われます。

未加入者に緊急災害情報をどのようにして伝えるか、市長にお伺いたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 まずは、市が行っている市民に対する周知の方法をちゃんと理解してもらおうということで周知徹底を図っていきたくいと。

加入されていないという方は、先ほど申しましたように、アパートの方とか借家の方とか施設に入ってる方とか、そういう特殊な方も多くございますので、この方にはそういうようなことをいかにしてお太助フォンに入ってもらおうかという検証をしていきたくいと。ただ、普通の状況と違いまして、普通の人だったら死亡通知とか市の行事予定で入ってもらえるんですけど、そういうことにこっちを向いてもらえないので、そういう方々が興味を持つようなお太助フォンの魅力的な活用についても考えていきたくいと思っているわけでございます。情報がいかんかったからとことんまで面倒を見るというような、自助という観点から自分もそういう知識を持ってもらわないいけないので、そういう啓発もしっかりかけていきたくいと思います。

市としてはそういう観点からしっかりと安芸高田市の全員の皆さんがちゃんと聞いて防災に備えていただくよう努力していきたくいと思いますので、御理解してください。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 未加入者の緊急災害情報のことについて市長さんが今お答えいただきましたが、停電が長引き、お太助フォンが発信不能で緊急災害情報が放送できないときとか、広報車も出動できない危険なとき、避難おくれにより犠牲者が出ないように、全市民に危険を知らせる。例えば、お寺と協議して梵鐘や半鐘の使用協定の考えなどはないか、お聞かせください。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおりで、お太助フォンも万全じゃないと。防災無線も万全じゃないと。施設が壊れたらもう何もならんので、神戸震災におきましてもやっぱり交通遮断とか施設が全部壊れることもございます。そういうことも想定しながら、これからは防災組織をつくってかないけん

と思います。そのためには、自主防災組織、地域の方々と地域と連携が取れなかったらどうしようとか、携帯電話の使い方とか、取れない場合はここに連絡してくれとか、さっき御指摘のように、お寺を利用してくれとか、こういう多角的な面から議員御指摘のような対策をこれから講じていかないけんと思っております。

まずは自主防災組織等の連携、地域で安全確認もしてもらいながら、我々行政としてもできることはしていくんだということで御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 先ほどから自主防災の連携という市長の答弁がございましたが、ちょっと最後の部分で重複するのですが、次に入らせていただきます。

自主防災との連携についてお聞きいたします。今回の災害対策本部を立ち上げられたときには、消防団との連携はありますが、自主防災部長には連絡をされたのでしょうか。毎年、地域で災害が起きたときに市民が助け合うために訓練を重ねておられます。災害対策本部を立ち上げられたときに、自主防災部長との連携について市長にお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

自主防災組織との連携についての御質問でございます。

自主防災組織の設立と育成促進は、市の重点事業として位置づけ推進しております。災害時の3本柱として、まずは「自分の命は自分で守る」自助を原則として、「自分たちの地域は自分たちで守る」共助のもと、市としましても「公助」である市の役割を認識し、自主防災組織との連携について、活動支援や情報伝達など、さらに強化を図る必要があると考えております。御理解を賜りますようお願いいたします。

○塚本議長 今の下岡議員さんの質問は、今回の災害を受けて災害本部が立ち上がったときに自主防災組織との連携はどうだったかという質問だったと思います。そこらのところの的確な答弁をお願いします。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 今回の災害対策本部の立ち上げに際しまして、直接的には自主防災組織への連絡は行っておりません。

1つ課題がありますのは、8月20日、1時21分に安芸高田市に大雨洪水警報が発表になりました。私も連絡を受けてすぐ出てきたわけですが、そのとき私が住んでおるところは雨一つ降っていなかったという状態でございます。ところが広島市においては大雨が降って、もう既に災害が発生しておったということで、やはり地域間というのは非常に差があるというのは大きな課題であろうと思っております。

平成18年の八千代町の災害におきましても、ほかの町は全く被害の兆候がないのに、八千代町においては大きな災害が起きたということでご

ざいます。そのため、それらの反省を生かしまして、現在各町ごとに判断できる対策本部を支所長に権限移譲しておるということでございます。

この吉田におきましては、直接は連絡はいたしてはおりませんが、各支所におきましては関係のあるところにおいては連絡をとっておる事例もあります。8月20日に限らず、その前の台風とか大雨のときには連絡をとった実態はございます。

それともう1点は、広島市におきましては、1時15分に土砂災害の警戒情報が出ております。既にこのころは広島市は大変なことだったんですが、安芸高田市には3時40分に土砂災害の警戒情報が入ったということで、3時53分にお太助フォンで警戒情報が出たことや山側の反対の2階に避難することの避難誘導を行っておるということでございます。広島市の状況とは全く違っております。真砂土が影響ということですが、安芸高田市は真砂土がないということで、土が食います雨量の量も八千代町に、ちょっと多いかなという程度でございました。そういった関係で自主防災組織には連絡はとっておりません。もうちょっとすると避難勧告を考えなければならないということで、この時点におきまして市長に連絡をとって警戒態勢を取っておりましたが、幸いにして小雨になりまして、6時10分ですか、土砂災害の警戒情報も解除になったという経緯でございます。以上でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 今回の災害対策本部のいきさつを聞かせていただきました。しかし、大規模災害が安芸高田市に発生しないとは限りませんので、人員も少ない本市では、地域振興会の自主防災組織との連携も視野に入れていただけることを提案して、次に入りたいと思います。

学力向上についてお聞きいたします。

平成24年度に指定期間は3年間で、学力向上総合対策事業に25カ所、86校がタイプ1、小中連携指定校になっております。芸北は甲田中学校区が指定されています。甲立小学校、小田東小学校、小田小学校、甲田中学校が対象です。一体的な対策で教科指導と生徒指導をされています。児童生徒は礼儀正しく、2014年度の学力テストも全国平均よりも安芸高田市は高く、中学校は県平均よりも高くなっています。進捗状況を教育長にお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの下岡議員の御質問にお答えをいたします。

お尋ねの学力総合対策事業についての進捗状況でございますが、この事業は3カ年の県委託事業で、本年度が最終年度となっております。

「小中学校が連携して、教科指導と生徒指導の両面における指導方法等の実践的な研究を行うことにより、児童生徒の学力の向上を図る」ことが本事業の趣旨であり、甲田中学校と甲田町内3小学校の4校で授業研究

を中心に取り組んでいるところでございます。

事業目標を大きく3点掲げており、1点が、学力調査の正答率60%以上の児童生徒の割合を85%以上にする。2点目が、正答率30%未満の児童生徒の割合を0%にする。3点目が、主体的な学びに関する質問項目の肯定的回答をふやすと定めていますが、これまでの取り組みの結果、「正答率60%以上の児童生徒の割合」につきましては、平成25年度は目標を達成できた教科はありませんでした。今年度におきましては、小学校の国語、算数、中学校の数学において目標を達成することができました。

逆に「正答率30%未満」の児童生徒の割合は、小学校国語、中学校数学を除いて昨年度との比較で増加しており、今後の課題として捉えておるところでございます。

また、「国語の勉強が好きです」「学習を最後までやり遂げて、うれしかったことがあります」などの「主体的な学びに関する項目の肯定的回答」については、平成26年2月の調査では、18項目中11項目について肯定的回答がふえる結果となりました。

その他、本事業では「相手の話を最後まで聞く」、「相手の立場に立って話を聞き、自分の意見を発表する」など、児童生徒の授業中における目指す姿を掲げ、話の聞き方や話し方、グループ学習の仕方などについても、小中学校が共通の目標を持ち取り組んできたところでございます。

いずれにしましても、先ほど申しましたように、今年度が最終年度でございますので、本事業の成果を甲田中学校区はもとより、市内全体にも広げる必要がございますので、事業終了後も取り組みを継続していくこととしています。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 県の指定は終了しますが、基礎学力定着のための指導方法や9年間を見据えたカリキュラムの工夫や改善、事業の規律、家庭における学習習慣や生活習慣など小中連携で取り組まれて、安芸高田市の先生が共有して研究や研修を実行されている学力向上につながる事業と考えます。3カ年の実績をどのように生かされるか、先ほど教育長が持続して行うとおっしゃいましたので、先生が研究して努力して積み上げられた教育指導が生かされることを願って、次に入りたいと思います。

次の質問に入ります。

児童生徒がコンテストやコンクールで優秀な成績で広島県の代表に選ばれたり、学校で取り組んでいる各種の検定試験の支援制度は考えられないか、教育長にお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの下岡議員の御質問にお答えをいたします。

コンクール等への出場に係る交通費に対する助成でございしますが、昨

年、中学校生徒が全日本中学校英語弁論大会中央大会に出場する機会を得ました。このときは弁論大会主催者が生徒の旅費を負担してくれましたので、教育委員会としましては、激励の会を実施するとともに、当該生徒に激励金をお渡ししたところでございます。

本市におきましては、議員御承知のように、とりわけスポーツの分野で全国大会に出場する児童生徒が例年多くいるわけでございますが、スポーツと各種コンクール等の間に格差が生じないように、今後も配慮しながら支援を行っていきたいと考えています。

次に、英検等受検料金の支援でございますが、日本英語検定協会が実施しているものは、いわゆる「英検」とよばれているものと「英語能力判定テスト」の2種類がございます。英語能力判定テストは英検に比べ受験料が安価であること。授業時間内で済むこと。また英検の級レベル判定ができることがメリットであり、県内におきましては尾道市が今年度公費負担で市立中学の全生徒に受験させている実態がございます。

本市の場合、今のところ、英語検定、漢字検定、数学検定などの希望者は自己負担で受検しております。また、英語能力判定テストにつきましては現在のところ実施しておりません。

なお英語教育につきましては、文部科学省が「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を策定し、今年度から英語教育全体の充実を推進しているということもあり、本市としましては、英語能力判定テストの実施も含め、英語教育の充実施策につきましては、今後、さまざまな角度から検討していく必要があると考えております。

議員御指摘の英語検定等の検定料の負担ということでございますが、いわゆる現在考えておりますのは、スポーツ大会のように各種予選会等を勝ち抜いて全国大会へ出場するというようなことにつきましては、奨励金等の負担をしておりますが、英語検定等につきましては、いわゆるそれぞれ各自の判断に基づいて受検するというところでございますので、当分の間、現在の状況のように自己負担ということでお願いしたいというふうに考えておるところでございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 教育長が御理解をしていただきたいと今述べられましたが、他市の教育委員会は学校塾や検定料の支援を行っている例もあります。児童生徒が将来の夢に向かって努力をしています。学力向上の後押しとして、また保護者の負担軽減にもなりますが、再度、お願いと言ってはおかしいんですけども、支援の考えはないか、もう一度、再度お聞きしたいと思えます。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 下岡議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたが、とりわけ英語科にかかわる教育につきましては、グローバル化に対応した英語教育改革実施計画というものを国が定めまして、今年度から順次さまざまな計画を推進するということとしております。このことにかんがみまして、今後さまざまな角度から検討する必要はあるというふうに考えておりますが、検定料につきましては先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

といいますのは、本市におきましては、議員御承知のように、いわゆるALT、外国の方の講師を招へいして、年間約1,800万円近い予算を持ちまして、市内の小中学校、幼稚園を含めて4人のALTがそれぞれ指導に行ってくれております。この取り組みは、全自治体で取り組んでおるものではございません。もちろんこれと同じような取り組みをしておる自治体もございますが、本市におきましてはいち早くこの英語教育のALTの活用ということに取り組んでおります。このことで、市内児童生徒の公平性を期してるといふふうに判断をしておりますので、こちらのほうの充実を図っていき、そして、今後の国、県の動向等をにらみながら、先ほど申しましたように、また必要に応じましてさまざまな観点から見直し、検討ということについては図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○塚本議長

以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員

学力向上に努力する児童生徒に支援事業ができることを願って、私の一般質問をこれで終わらせていただきたいと思います。

○塚本議長

以上で下岡多美枝さんの質問を終わります。

この際、14時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時07分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

17番 金行哲昭君。

○金行議員

17番、政友会、金行でございます。

通告どおり、2025年に向けての本市の包括ケアの構想について質問させていただきます。

まず初めに、8月20日、広島県におかれる安佐南区、安佐北区の災害について深くお見舞いを申し上げます。

先日、9月6日に安芸高田市在宅医療推進フォーラムでありました講演会において市民講座で参加された方が非常に参考になったと言われまして、ちょうど私はこの在宅医療推進フォーラムに出られなかったんですが、そういう意見は聞きました。その資料はここにあるんですけど、「最後まで笑顔で生き抜く、ともに暮らそう住みなれたまちで」という

テーマでございまして、非常にテーマもまた内容も感心されたということでしたので、報告をしておきます。本論に入らせていただきたいと思っています。

2025年に向け、さまざまな課題があり、まず1つは人口減少。さらに、社会保障の問題があります。団塊世代の75歳以上となりますと、年金、医療、介護の負担はさらに重たくなり、たとえ政府が言っています、消費税10%に上乗せても非常に難しいさまざまな問題に向き合っていかななくてはいけないと思います。

まず包括ケアを今後どのように充実されていくのか、住民相互、地域リーダー、支援等の課題がさまざまにあると思います。実行可能な役割の仕組みづくりをどのようにやっていかれるか、どのように仕組みづくりをされるのか、市長にお聞きします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の御質問にお答えいたします。

包括ケアを今後どのように充実させていくのかというお尋ねであります。

今後、日本は急速なスピードで超高齢化社会を迎え、団塊の世代の方が、11年後の2025年（平成37年）に75歳以上の後期高齢者となられたときに、社会保障費が増大することを指して、「2025年問題」と言われております。

これまで国を支えてきた団塊の世代が、給付を受ける側に回るため、医療・介護・福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れることが指摘されております。「2025年問題」を見据え、高齢者が住みなれた地域で、一日でも長く、自分らしい暮らしが営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みが求められているところであります。

安芸高田市では、去る7月3日に、安芸高田市医師会をはじめとする13の団体の代表者の方に委員をお願いし、地域包括ケアシステムの構築に向け、「安芸高田市地域包括ケア推進協議会」を設置いたしました。本年度は、多職種連携研修会及び、職種別研修会等を開催することとしております。こうした地域包括ケアシステムの実現には、医療と介護の連携、また、在宅と施設の連携はもとより、地域課題を医療・介護・地域コミュニティも含めた多職種で共有し日常的生活支援等地域資源の発掘・開発を行う必要があります。

また、医療・介護・福祉にかかわる多様な職種のスタッフが連携し、介護サービス等を含む地域におけるさまざまなサービスや資源を活用しながら継続的に支援していく必要がございます。

今現在では、「地域包括ケアシステム」の完成像は、まだできていないのが事実ではありますが、現在は、「地域包括ケアシステム」を構築する

段階であります。引き続き「安芸高田市地域包括ケア推進協議会」を中心に「地域包括ケアシステム」の構築と充実を進めてまいりたいと思いますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今市長が7月3日に他市でやったということですが、多職種連携研修会等々を行うということをちょっと聞いたんですけど、これは26年度は何回ぐらい行われ、そういう考えがあればお聞きしたいのですが。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 回数の詳細につきましては担当部長がよく知っていますので、回答させます。

○塚本議長 引き続き、答弁を求めます。

福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長 多職種連携研修会の開会の御質問だと思いますけれども、本年度は現在まで2回、それから年度末まで2回、計4回を現在のところ計画しておるところでございます。以上でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今から4回ということですが、その都度またどういった研修会だったかというのは我々のほうにも報告願いたいと思います。次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですが、やはり2025年の本市の人口構成は非常に停滞していくんじゃないかと思えます。2040年の人口推計でも以前発表されておりましたように、本市の人口、また他市、他町の人口も減少すると発表がなされていたように思えます。その中でどのような包括ケアの考えが浮き上がっているのか。それに何が必要なのか、お聞きします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 2025年の本市の人口構成から、包括ケアに何が必要になってくるかについてのお尋ねであります。

安芸高田市において、2025年（平成37年）には65歳から74歳までの人口が3,912人、75歳以上の人口が7,267人で、あわせて1万1,179人になると推計されております。総人口が2万5,957人と推計されていますので、高齢化率は43.1%になると予想されております。約2人に1人が65歳以上という超高齢化社会を迎えるわけでありまして。将来において、高齢者を持続的に支える仕組みづくりは喫緊の課題でございます。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、市民総ヘルパー構想の理念に基づき、自助・互助・共助・公助それぞれが機能する仕組みを構築する必要があると考えております。市民総ヘルパー構想は、行政と市民の皆様の自助・互助・共助・公助の役割分担を明確にしながら、旧来の

「もやい」の精神を復活し、医療・福祉・介護などに要する費用を少しでも抑制できるよう、皆さんの協力により行政を補完していただくものであります。

元来、地域包括ケアシステムは、高齢者に限定されるものではなく、障害者や子どもを含む地域全ての住民の皆さんのための仕組みであり、全ての住民のかかわりにより実現するものであり、地域包括ケアシステムを構築するためには、地域住民の意識づけや個人の意欲・強みを引き出す施策を展開しながら、地域はもとより市全体で取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今市長が言われたように、まさしく自助・公助等々言われますが、やはり本人がどのように将来を最後まで笑顔で生き抜くかということキャッチフレーズにやっけていって、指導をしていくことは根本だと思います。

続いて次の質問で、医療部門でお聞きしたいと思います。

社会保障のうえで、改革の中で医療から介護へ、病院から地域というキーワードでさまざまに言っておられますが、それが全てかということのように持つて行く必要があるかもわかりませんが、それが全てじゃないかとも言えます。2025年問題にしても医療から介護、病院から施設、地域、在宅の観点で医療体制のことがいろいろ言われてます。医療体制はどのように変わらなくてはいけない、変わるにはじめて、医者、看護師等にいろいろな問題があると思いますが、それを必要とされるのは何かということをお聞きしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 医療から介護へ、病院・施設から地域・在宅へ変わる中、医療体制はどのように変わるべきか。また、医師・看護師等に何が必要かについてのお尋ねであります。

地域包括ケアシステムの実現には、先ほども申し上げましたように、医療と介護の連携、また、在宅と施設の連携を強化し、利用者一人一人について、医療・介護・福祉にかかわる多様な職種のスタッフが連携し、介護サービス等を含む地域におけるさまざまなサービスや資源を活用しながら継続的に支援していくことが重要であります。ただし、地域包括ケアシステムで重要性を増す在宅医療は、医師会の取り組みなしでは成り立ちません。そして、在宅医療が病院の延長となるような意識を市民の皆さんが持つことができれば安心感につながっていくと思います。在宅医療を支える仕組みづくりに対して、行政として可能な限り支援を行っていかうと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 今、医療にしても医師にしても介護士ということも、病院から施設、地域から在宅ということでございますが、それになるには市長、現状を踏まえてどんなことが難しいとか、これはクリアせないけんとかいうことを多分25年に向けて考えていらっしゃると思いますが、その点何かあったらお聞かせください。

○塚 本 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 議員御指摘のように、この在宅ケアシステムも口では簡単ですけど、非常に難しい課題、またこれからも大事な課題でございます。

我々行政といたしましても、ただ簡単に自助と共助と言ってますけど、住民の方々が在宅で見やすい仕組みづくりをしていかないけんとか。例えば、トイレの構造とか手すりとかいろんなことがあると思います。

それからまた、地域のコミュニケーションの問題、家族関係がどうあるべきかとか。今までややもすれば地域の中で邪魔になるから施設に入れたとか、こんなばかなことにならんように、ちゃんとみんなで支える仕組みをつくっていかないけんと思っております。そのためには地域、家族、行政が連携してさらにやっていかないけんと思っております。行政はこういうことの仕組みをうまく動くような仕組みづくりにしていかないけんと思っております。

私、今施設のことばかり言いましたけど、お医者さんとの関係もそうです。お医者さんにもちゃんと地域にかかわっていただいて、うまく包括ケアをしてもらうということでございます。国のほうもお医者さんに対して病院治療ではなくて在宅での治療の方向を非常に厳しく言っておりますので、その制度の変革も踏まえながら、我々も安芸高田市として適切な包括ケアシステムをつくっていきたいと思っております。そのためには、皆さんが協力して我が事として一緒になってこれから話をしながらシステムを構築することが大事だと私は思っております。決して行政の一方的なことではできないと思っております。

○塚 本 議 長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 今は医療部門でちょっと言ったんですけど、今度は介護部門のほうからもお聞きしたいと思えます。

政府が発表してますように、介護部門では、特別養護老人ホームの入所は原則として介護3以上が入れるという現状になりつつあり、生活環境から見ていろいろな問題、認識等もあると思うんですが、その考え方をどのような認識にしておられるか。要支援にしても1と2はそれから外して受けられないというんですが、そこらの点はどう認識されておるか、お聞きします。

○塚 本 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 特別養護老人ホームへの入所対象者が原則要介護3以上になることへ対する認識についてのお尋ねであります。

議員御指摘のように、来年度の介護保険法の改正で、特別養護老人ホームの新規入所基準が、要介護3以上の方に限られるよう法改正が予定されております。これには特例措置として要介護1または要介護2の方であっても、認知症によって在宅生活が困難な場合、家族等からの虐待が疑われる場合、単身世帯である等、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、特例的に入所が認められることとなっておりますが、現実には施設入所を希望しても施設入所ができない方がふえることとなります。

施設入所ができないとなると在宅での生活を余儀なくされることから、市といたしましては介護予防事業の充実を図り、要介護1または要介護2の方の身体機能の維持、及び向上を目指すとともに、在宅で安心して生活ができるよう在宅医療・介護サービスを一体的に提供する体制を整えてまいりたいと考えております。

議員御指摘のように、今入っている方が出るというわけじゃございませんけど、今後新たに入る方はその要介護1とか2とか難しくなってくるということ。ただ、それが家で生活できる仕組みづくりを我々も考えていかないけんということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 まさしく私が望みたい、言いたいのは、要支援介護の御年配、先輩の方々をどうそれにしないか、予防介護だと思うんですよ、今からは。それをどれだけやるかですよ。もうひどくなってからは、そう言ったら失礼ですが、なる前に我が市でどう持って行くか。初めのキャッチフレーズの、最後まで笑顔で生き抜くかということはそのにつながると思います。そこらを凄く考えて、今後の総合10年計画等々も入れて、医療費も含まれなくなるようにやらなくちゃいけないと思うんです。その点はどう考えておられますか。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 まさしく議員御指摘のとおりでございます。私も吉田町長時代から予防福祉という形でこういう施策を国に先行して実施していました。新しいまちになっても支援ということで、そういうサロンとかそういう活動をやっておりますけれども、今回何の行き違いか知らんけど、この事業をやめるとかじゃなしに、これは私の福祉の生命線でございますので重点的にやっていきたいと思っております。

問題は、各町が合併してからこの大事なこと、施策の方向づけが必ずしも一緒じゃなかったということです。吉田町と向原、甲田、高宮とかいろいろ違ってたので、今回はそれを統一して、また生きがい対策とし

て最重点で実施していきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 理解をしてくださったと思いますので、そこらを踏まえて今からの10年、いろいろな総合計画も踏まえ考えていって、十分御理解をもらうことを思いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○塚本議長 以上で金行哲昭君の質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は、明日午前10時から再開いたします。

大変、御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員